

介護保険制度の抜本的な見直しを

10年前に「介護の社会化」を掲げて、これからの高齢化社会に対応できる制度にと始まった、介護保険の現実はどうでしょうか。全国で42万人、米子で862人もある特別養護老人ホームの待機者、介護を苦しめての自殺、心中、虐待事件など後を絶ちません。今「保険あって介護なし」といわれる深刻な実態が、広がっています。

介護保険法に「10年を経過した場合においては必要な措置を講じる」と規定されており、厚労省は2011年の法改正、2012年の実施に向け動き出しており、政府はこの秋改正案をまとめると言われます。いま、介護保険の改善を国に求めることが、いつにもまして重要な時です。介護保険の抜本的な見直しを求め以下質問いたします。

第一に、介護保険料・利用料の負担軽減について、伺います。

日本共産党は今年の春、自治体・事業者に向けアンケート調査を実施し、その中で厳しい実態と問題点が浮き彫りになりました。まず利用料の負担が重いこと、利用を抑制している人が、事業者が把握しているところで、7割以上であると回答されました。

ある自治体からは「保険料・利用料負担は限界を超えている、特に国民年金だけの受給者は、その生命維持をおこなうための生活を脅かすような状況であり、国の責任で最低限の社会保障を行うべきである」との意見を寄せられました。

市民の実態を示し国に低所得者の保険料・利用料軽減を求めること、そして市独自でも軽減策を実施することが必要とかがえませんが、市長はどうお考えですか。質問1

次に要介護認定の改善について、です。

要介護認定には8割を超える事業所から、現状を反映しない問題点があるという回答がありました。

認定結果によって受けられる介護給付が異なる、また限度額が設けられ、それを越すと10割負担で膨大な利用料となるため、必要な介護が受けられないという実態もあります。06年から要介護1以下の方は介護ベッドや車椅子の利用が出来なくなりました。

また予防給付の導入で、介護度の軽い方は要支援と認定されて介護給付が受けられなくなりました。これは必要な給付を受け生活を支えられれば、また改善の見込みのある方からその手段を奪うものです。

介護認定を、現場の声を良く聞き実態に則したものに変わっていくこと、ゆくゆくは認定を廃止し、現場のケアマネージャー、医師の判断と、利用者本人と家族の要望に沿うものにするべきと考えます。国へ介護認定改善を求めるべきと思いますが、いかがお考えですか。質問2

三つめは特別養護老人ホームの建設を求める質問です。

全国で42万人、米子では今年4月現在で862人が、特別養護老人ホームのベッドの空くのを待っています。定員数が560〜70ですから、定員をはるかに超えた数が待っているわけです。

緊急整備は最優先の課題と考えますが、市長のお考えをうかがいます。質問3

四つ目は家族介護の限界について、在宅の介護には限界があるということです。今の家族の状況を見ると、共働きが増えている、子どもは就職、結婚のために遠距離に別居しているなど昔とは違う家族状況、身寄りと疎遠になっている高齢者、結婚してない独居高齢者などが増えています。

実態に即した対応、施設の整備や、負担の軽減、独居者に対する公的な支援が必要と考えますがいかがですか。質問4

次は介護の人手不足について質問します。

21年度の介護報酬の引き上げは、一定の条件があるために、ほとんど効果なかったと現場の声があります。国や自治体の負担で、介護保険料の引き上げに繋がらない介護報酬の引き上げと、安心して働き続け、経験や研修を積み上げて介護の仕事に誇りを持てるよう待遇改善が求められます。また様々な制約により、利用者の個別の事情や思いに沿った対応の難しい制度を改善し、働く意欲の持てる仕事にすることが必要と考えます。市長の所見を伺います。質問5

最後に、次期介護保険事業計画策定にむけ、介護保険のおおもとからの見直しを求めます。現行の制度は家族の身体的・心理的そして経済的な負担を強いものとなっています。そして「自助自立」の掛け声で、重い負担に耐えられない人には保障も受けられない制度です。介護保険の制度維持のためにと、給付を削減する方向が進み、次期計画では要支援に相当する人を介護保険の枠からはずすような検討がされていると聞きます。

このような福祉削減の政策を改め、安心して老後を送れる制度に大元から変えることを求めます。米子市は今この大改訂の時期に当たり、市民の実態や要望に応え、積極的に国に制度の見直しを求めていくべきと考えますが、市長の

所見を伺います。質問6